

申請前に、必ずお読みいただきご確認ください。

【(様式第3号)自己判定方式申請書 記入上の留意点】

1. 「自己判定方式」は、提出いただいた写真等により、「我孫子市り災証明書等の交付に関する事務取扱規程」により被害認定を行うものです。一般のり災証明書と同じ効力を持ちます。
2. 「自己判定方式」は、市の職員等による現地での被害認定調査を行わずに、写真又は印刷物により被害認定を行うものです。そのため、職員等による現地での調査は、原則として行いません。
3. 提出いただいた写真等で被害認定できない場合は、通常の市の職員等による現地での被害認定調査を実施します。その場合には、市からご連絡いたします。
4. 被害の程度は、「一部損壊(10%未満)」の判定と決定されますが、被害の部位や程度により、り災証明書が交付できない場合(「被害なし」の場合)があります。
5. 写真又は印刷物には、必ず全てに番号と氏名を記入してください。
＜記載例＞⑤屋根 我孫子一郎(その1)
⑦内壁 利根川華子(2枚目)
また、それぞれの枚数の合計をご記入ください。
※「り災届出証明書」申請時に写真等のご提出をいただいている場合でも、改めてご提出をお願いいたします。
6. 提出された写真又は印刷物は、返却いたしませんので、必要に応じてご自身で事前にコピーなどをお取りください。
7. 写真等の枚数が多い場合には、厳密な判定を行いやすくなりますが、枚数が多くなることで、被害認定の程度が重くなるわけではありません。
8. 「①建物の全景」「②家屋の図面」については、できるだけご用意ください。ご用意いただけない場合には、損害面積の割合などで、判定に誤差が生じる場合があります。また、図面などを作成するため、お時間を要する場合があります。
9. 「り災証明書交付申請書」の窓口での申請後に、別途「自己判定方式申請書」を提出する場合には、写真等の一式を、ホチキス止めや封筒に入れるなど、紛失等しないように取りまとめた上で、次の方法でご提出ください。
(1) 市民安全課へ郵送(下記住所)、または持参
(2) 行政サービスセンターに「市民安全課」あてとして預ける。
10. ご不明な点がございましたら、提出前に担当までご相談ください。

〒270-1192 我孫子市我孫子1858番地 我孫子市役所 市民安全課
TEL04-7185-1111(代表) 内線217、295